

志和中学校生徒心得

志和中学校生徒心得は、生徒皆さんがよりよく学校生活を送るために、また、将来望ましい集団生活ができる人となるために、本校の生活に必要な最低限のルールを示したものです。志和中学校生徒である自覚と誇りをもって、次に記されてあるルールを守り、責任ある正しい行動をとりましょう。自主自律の精神に基づき、自ら考え、自ら判断し、お互いに信頼関係を築いていける学校生活にしましょう。

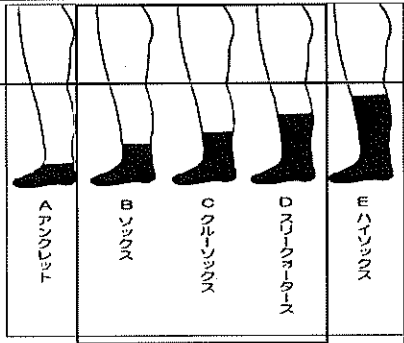
1 学校生活

(1) 服装

① 制服について

共通	
冬服	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレザー【指定】 ・スラックス・スカート【指定】 ・長袖カッターシャツ・ブラウス（白色） ・ネクタイ・リボン【指定】
夏服	<ul style="list-style-type: none"> ・半袖ポロシャツ【指定】 ・スラックス・スカート【指定】
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ベルト（黒・茶・紺色で飾りのないもの）※スラックス着用時

② その他共通のもの

・肌着・下着	<ul style="list-style-type: none"> ・無地で服の上から透けて見えないものを身につける。 ・黒・茶等濃い色は不可とする。
・名札	<ul style="list-style-type: none"> ・安全ピンかクリップで直接とめる。
・靴下	<ul style="list-style-type: none"> ・白・黒・紺色（ワンポイント可、500円玉程度の大きさまで）のもの。 ・くるぶし全体が隠れる長さからひざ下まで（図 B～D）のもの。 <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px; border-left: 1px solid black; padding-left: 5px; writing-mode: vertical-rl;">膝の位置</div> </div>
・靴	<ul style="list-style-type: none"> ・白色（靴裏やロゴマークも含む）、ひも付きの運動靴。
・ベスト	<ul style="list-style-type: none"> ・冬服時にブレザーの下に着用可。
・セーター	<ul style="list-style-type: none"> ・指定のベスト以外は白、黒、紺、グレー、茶の単色。 ・Vネックでボタンのついていないもの。
・ウィンドブレーカー	<ul style="list-style-type: none"> ・【指定】冬服時に着用可。
・マフラー	<ul style="list-style-type: none"> ・白、黒、紺、グレー、茶の単色。
・ネックウォーマー	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時のみ使用可能（校内では着用しない）。
・手袋	
・反射タスキ	<ul style="list-style-type: none"> ・11月～2月の登下校で着用
・カバン	<ul style="list-style-type: none"> ・メインバッグ【指定】、サブバッグ【指定】 ・メインバッグは必ず持参する。

③ 移行期について

【冬服】 11/1～4/30

【夏服】 6/1～9/30

【移行期間】 原則として、5月と10月を移行期間とする。

(2) 頭髪・身だしなみ

- 中学生が学習や運動をする上でふさわしく、いつでも面接等、公的な場に行ける髪型・身だしなみであること。

	男子	女子
頭髪	・刈り上げ等により、目、耳、襟にかからないこと。	・髪が目にかからないこと。髪が目にかかる場合は、カットするか、ヘアピンで留める。 ・ヘアピンは、飾りのない黒単色のものとする。つける位置は、耳の横とし、前髪以外の髪を止めること。 ・髪が肩にかかる場合は、耳より下の位置で、ゴム（黒・紺・茶）で束ねる。
	・染色、脱色、パーマ等の加工及び整髪料の使用は不可とする。 ・特異な髪型は不可とする。	
眉毛	・細くするなど加工しない。	
その他	・化粧・アイプチ・まつ毛エクステンション等は不可とする。	

(3) 通学・安全

① 通学型の自転車

- ・ハンドルはオールラウンドタイプまたはセミアップタイプ。
- ・前かご、荷台、スタンド（両立タイプが望ましい）、鍵がついているもの。
- ・その他装飾品や不必要な部品がないもの。

※電動機付き自転車の場合は許可を得ることが必要。

- ② メインバッグは荷台にくくるか背負う。
- ③ ヘルメットを着用する。（学年指定のカラーバンドをつける）
- ④ 雨天時はレインコートを着用する。
- ⑤ 決められた通学路で登下校する。
- ⑥ 交通ルールを守り安全に通学する。

※守られない場合は、保護者と連携して指導する。

※特にグラウンド側の坂道で小学生のそばを通るときは、自転車から降り、押して移動する。

- ⑦敷地内では、自転車から降り、押して移動する。

- ⑧駐輪場は各学年指定の位置に、登校した者から校舎側につめて停める。

(4) 所持品

- ①学校生活（部活動を含む）に不必要な金銭・物品（スマートフォン、ゲーム、菓子等、キーホルダー等も一切つけない）は持ってこない。校外における活動においても同様とする。

- ・届け出のない不要物は学校で預かり、指導後、本人または保護者に返却する。
- ・万が一持参した時は、自己申告によりただちに先生に預ける。その場合、下校時に本人に返却する。

- ②金品の貸し借り、物品の売買をしてはならない。
- ③水筒の中身はお茶のみとする。(ペットボトルの場合は必ずカバー等を着用する。)
- ④制汗シート、日焼け止め、ハンドクリーム、リップクリーム等は全て無着色・無香料のものとする。使用場所等については別に定める。

(5) 登校

- ① 登校は7:10以降とする。
- ② 8:05分までに教室に入室し、荷物整理をする。
- ③ 8:10分には全員が朝読書に入っているようにする。
- ④ 欠席、遅刻、早退は7:40までに保護者が市民ポータルサイトに連絡するものとする。
- ⑤ 遅刻した場合は、職員室で遅刻届を書き、教室へ行く。

(6) その他

- ① 上記(1)～(4)について、気になることがある場合は、必ず事前に教職員に相談し、学校長の許可を得ること。
- ② 通学路の変更、登校後やむをえず校外に外出するときは、先生の許可を得る。
- ③ 校舎校具を破損したときは速やかに届け出て、先生の指示に従い、片付け、修理等を行う。なお、不注意による破損等については、原則、本人弁償とする。
- ④ アルバイトについては、禁止する。
- ⑤ 志和町外へ行く場合は保護者同伴とする。
- ⑥ 保護者同伴なしでの夜間(22時以降)の外出や友人宅への外泊はしない。

2 部活動

(1) 活動時間等

① 朝練習

7:20から朝練習を開始してもよい。終了は7:50とする。

② 終了・下校時間

	部活終了時刻	完全下校時刻
4月～9月	17:45	18:00
10月1日～前期終業日	17:30	17:45
秋休み～10月31日	17:15	17:30
11月	17:00	17:15
12月	16:45	17:00
1月	17:00	17:15
2月	17:15	17:30
3月	17:30	17:45

※下校時間に間に合わなかった部活は、次の日は部活動を行わず、奉仕作業、グラウンド・コート・体育館整備等を行う。

③ 部活動時間の延長

	期間	時間
中体連（吹奏楽連盟）主催大会等	1週間前から	30分間延長可能
県大会以上の大会	2週間前から	30分間延長可能

④ 部活動停止

	期間	備考
中間テスト	試験日の3日前から試験最終日の朝練習まで	朝練習は試験前日まで可能
期末テスト	試験日の5日前から試験最終日の朝練習まで	朝練習は試験前日まで可能

⑤ 休養日

週あたり2日以上休養日を設ける。平日は水曜日を基本とするが、顧問の出張及び行事などによっては別日に設定する。

(2) その他

- ①部活動中（土日含む）の頭髪・身だしなみは学校生活に準ずる。
- ②服装については、顧問の指示に従う。
- ③部活動中のネックウォーマーの使用は不可とする。
- ④土日や長期休業中の部活動にかぎり、顧問の指示により、スポーツドリンクを持ってくることができる。
- ⑤部活動に関して、必要な場合は学校の決裁を受けて、各部の規定や規制を設けることができる。

3 生徒指導規程（問題行動に対する指導）

(1) 指導対象となる行為

- ① 法令・法規に違反する行為
(飲酒 喫煙 暴力行為 薬物乱用 器物損壊 窃盗・万引き 無免許運転 刃物所持 等)
- ② 本校の規則等に違反する行為
(服装・頭髪違反の繰り返し 交通ルール違反 不要物持込 間食 等)
- ③ 学校が教育上指導を必要とすると判断した行為
(いじめ 家出・外泊・夜間徘徊 人への暴言・誹謗中傷 授業妨害 指導無視 等)

(2) 指導内容

- ① 本人への説諭，振り返り文章の作成および保護者への連絡。
- ② 保護者への連絡又は面談後は以下の反省指導を行う。
 - (ア) 反省指導は、通常の学校生活（授業等）で行う授業反省指導又は、別室で行う別室反省指導とする。
 - (イ) 授業反省指導によっても改善が見られない場合や行為が重大で教育的配慮が必要な場合は保護者との面談により、別室反省指導を行う。
 - (ウ) 反省指導の期間は、その都度協議して決定するが、1日から5日とし、別室での反省指導は、概ね3日以内とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。
 - (エ) 反省指導期間中にある学校行事や部活動の大会への参加は、別途協議する。

授業反省指導…授業後や1日の終わりに担任がその日の様子を当該生徒に確認し、その後の経過観察を行う。